

2017年9月27日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介



ミサイル攻撃への対応に関する公開質問状

北朝鮮を巡る情勢が緊迫化する中で、ミサイル攻撃に対する市民の不安が急速に高まっている。そこで、岩国市国民保護計画の内容のうち、特にミサイル攻撃への対応について、下記の通り質問状を提出するので、速やかに回答されたい。

記

1. 岩国基地がミサイル攻撃の標的の一つとされていることが明らかになり、さらに、艦載機の移駐容認により基地機能が強化されれば、危険性は一段と高まると思われるが、どのように認識しているのか。そうした状況に応じた市民の安全を守るための特別な対策をとるべきではないか。

2. 武力攻撃事態等の認定が行われた場合で、攻撃の危険性が差し迫っている場合には、国や県の指示により、警報の伝達、避難住民の誘導等を行うこととされているが、ミサイル攻撃の危険性が差し迫っている場合も同様の措置がとられると理解していいのか。

3. 実際にミサイルが発射された場合には、Jアラートを通じて警報が伝達され、市民は屋内や地下に避難するなど身を守る行動をとることとされている。

しかし、これは当面の緊急措置であり、その後は、状況に応じて上記の避難措置等が実施されると理解していいのか。

4. 県により、すでに避難施設が指定されており、岩国市でも学校や公民館、供用会館など96箇所が対象となっている。こうした施設が、ミサイル攻撃の場合にも避難先となるのか。

事態の長期化に備えて、国の責任で、より安全なシェルターを計画的に整備すべきではないか。

季節や昼間人口、交通渋滞などに配慮した複数の避難実施要領のパターンを作成することとされているが、その内容を明らかにすること。

5. 実際に紛争が発生しミサイル攻撃の危険性が生じた場合には、武力攻撃事態等の認定が行われていない場合であっても、基地周辺を中心に、不安にかられた市民が自主避難を始める可能性がある。そうした場合に、市民の避難が安全かつ効率的に行われるよう、自主避難施設の開設、避難誘導など上記2に準じた対応をとる必要があるのではないか。

6. 「存立危機事態」の認定が行われた場合の対応については、国や県、岩国市の国民保護計画に何も記載されていないが、日本が集団的自衛権を行使するような事態になったときには、上記2に準じた対応を取る必要があるのではないか。